

大分市民間放課後児童クラブ補助事業者公募要領

第 1 事業の概要

1 事業の目的

近年、女性の社会進出や社会情勢の変化に伴い放課後児童クラブ（以下、「クラブ」という）の利用児童が増加傾向にある。本市では平成 27 年 2 月に策定した「すくすく大分っ子プラン」に基づき、クラブの提供体制の充実に努めているが、一部の校区においては小学校内または学校周辺に活用可能な公共施設が不足しており、施設確保が困難な状況が生じている。

そのため、民間事業者が自己所有施設等を活用して新たに放課後児童クラブを新たに設置することにより、こうした校区におけるクラブ提供体制の不足の解消を図る。

2 事業の実施方法

対象校区におけるクラブの運営を市の補助事業として実施する。補助事業の対象となる運営事業者を、公募型プロポーザル方式により選定する。

3 補助事業の内容

- ・放課後児童クラブの設置及び運営

4 補助事業の実施場所及び定員

- ・原則として、以下の対象校区の小学校区内に立地しており、学校からの通所ルートを含めて児童が過ごす場所として安全が確保できる場所であること。

《対象校区》大道

- ・1 校区あたりの受入定員は 45 人とする。

5 補助事業の開始年月日と事業期間

- ・事業開始日：原則として令和 8 年 4 月 1 日
- ・事業期間：事業開始日～令和 9 年 3 月 31 日

※補助事業の期間は単年度毎とし、原則として事業開始日を含む 3 年間は、同一事業者による事業を継続（更新）することとする。

※事業開始年度から起算して 3 年目に、市は当該校区の放課後児童健全育成事業利用ニーズ等を勘案し、翌年度以降における補助事業の継続について判断する。

※事業を継続する場合は、改めて事業者を選定する。ただし、当該校区において補助事業を実施している者の事業実績が優良であり、翌年度以降においても引き続き 20 人以上の児童の利用が見込まれると市が判断した場合は、当該事業者を選定する場合がある。

6 補助事業の運営に関する基本的な事項

補助事業の運営にあたっては、次に掲げる事項に沿って適正に行うこと。

- (1) 事業の目的を十分に理解し、児童の健全育成や安全の確保を図るとともに、安心して利用できる環境づくりに資するよう運営を行うこと。

- (2) 利用者に対して公平・公正な運営を行うとともに、利用者の心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- (3) 市、学校、地域と連携を図ること。
- (4) 効率的な運営を行い、経費の節減を図ること。

7 法令の遵守

事業の運営にあたっては、本要領のほか、放課後児童健全育成事業に係る関連法令等を遵守しなければならない。特に次の法令等に留意すること。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- (2) 大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 15 日条例第 33 号。以下「基準条例」という。）
- (3) 放課後児童クラブ運営指針（こ成環第 16 号。以下「運営指針」という。）
- (4) 「放課後児童健全育成事業」の実施について（こ成環第 173 号）

※補助事業の実施期間内において法令の改正又は関係通知等があった場合においては、その対応方針及び対応時期について、市と協議して決定するものとする。

8 運営業務の内容

補助事業者は、次に掲げる事項に基づき運営業務を行うこととする。

(1) 児童の募集及び利用決定

ア 利用児童は、以下の①及び②の条件を満たす児童であること。

- ①大分市内の小学校に就学していること
- ②同居する保護者等（原則として満 18 歳から 64 歳の者）の全員が、以下の表に掲げるいずれかの理由により、昼間家庭において当該児童に対する適切な支援を行うことが困難であること

理由	説 明
就労	以下の A 又は B のいずれかに該当する場合 A. 月～金のうち週 3 日以上かつ勤務終了時間が午後 3 時以降であること B. 交代制勤務等の場合は、週 30 時間以上または月 130 時間以上の就労実態があること
就学又は技能訓練	職業訓練のため昼間学校等に通っている場合
疾病	疾病・負傷により入院又は療養が必要な場合
介護・看護	常時親族等の介護・看護をしている場合
出産	母親が妊娠中又は出産後間もない場合 (原則として、出産月の前後 2 か月に限る)
その他	特別の事情により、昼間児童の保育ができない場合

イ 利用児童の募集及び利用決定は事業者において行うこと。児童募集に際しては、対象校区の児童保護者に対してクラブの運営内容を十分に周知するとともに、利用申込のあった児童保護者に対しては、上記ア②に示した理由への該当の有無について、当該保護者から提出を受けた就労証明書等により確認のうえ、利用の可否を連絡すること。

ウ 受入可能な定員を上回る利用希望があった場合は、学年や家庭環境を考慮のうえ、

支援の必要性が高いと考えられる児童が優先的に利用できるよう配慮すること。

(2) 開設日

クラブの開設日は、原則として次の各号を除く日とし、年間250日以上を開設するものとする。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）

ウ 12月29日から1月3日まで

(3) 開設時間

クラブの開設時間は、原則として以下に掲げる児童育成クラブの開設時間以上の時間を開設すること。ただし、気象警報が発表された場合や、その他特に市が認めたときは、開設時間を変更することが出来る。

ア 学校登校日においては、学校の授業終了後から午後5時30分までを含む1日4時間以上を基本の開設時間とする。

イ 学校休業日（春・夏・冬休み期間、及び学校の振替休日）及びクラブを開所する土曜日においては、午前8時30分から午後5時30分までを含む1日9時間以上を基本の開設時間とする。

ウ 上記のア及びイの基本の開設時間終了後において、利用児童の保護者が希望する場合は、午後6時30分以降まで開設時間を延長すること。

(4) 利用料金

ア 事業者は、(3)ア及び(3)イに係る利用料を利用児童の保護者から徴収するものとする。

イ 事業者は、(3)ウに係る利用料を利用児童の保護者から徴収することが出来るものとする。

ウ 事業者は上記アの利用料について、大分市児童育成クラブ補助金交付要綱第9条第2号の規定に準じた金額を減額するものとする。この場合において、徴収額の減額を希望する保護者は、同要綱第9条第5項に規定する通知書を事業者に提示しなければならない。

エ 上記ア及びイの利用料は、大分市児童育成クラブ運営費補助金交付要綱に規定する保護者負担金及び延長預かり保護者負担金の額と比較して著しく高額とならないよう留意すること。

オ 事業者は上記ア及びイとは別に、おやつ代、昼食代、行事等の実施に係る経費及び付加サービスの提供に係る経費を利用者からの同意のうえ徴収することができる。

カ 上記オにより料金等を徴収した場合は、当該料金等により実施した事業内容及びその結果について、決算報告等の方法により利用者に対して十分に説明をすること。

(5) 職員

ア 補助事業者は、常時2名以上の職員を雇用してクラブに配置すること。

- イ 前号の職員のうち、1名は基準条例に規定する放課後児童支援員を配置すること。
- ウ アに加えて、児童の状況に応じて適正な支援に必要な職員の配置に努めること。
特別な支援を要する児童を受け入れた場合においては、支援員等の配置について特に配慮すること。
- エ 職員が常に自己研鑽を図れるよう、専門性の向上を目的とした研修を実施するとともに、自治体の実施する研修に積極的に参加させるよう努めること。
- オ 職員が安心して快適に業務に従事できるよう、職員体制を整備するとともに、安全で衛生的な職場環境の確保に努めること。

(6) 施設や設備に関すること

- ア 利用定員が20名以上であること。
- イ 基準条例を遵守し、利用児童に対して必要とされる床面積を有する専用区画を確保すること。
※利用定員が45人未満の場合であっても、児童数45人の受入に対応可能な専用区画（ $1.65 \times 45 = 74.25 \text{ m}^2$ ）の確保が可能な施設であることが望ましい。
- ウ 利用児童が安心かつ快適に過ごすことができるよう、専用区画内は、常に安全かつ衛生的な環境を保持しておくこと。
- エ 施設内で一定数の児童集団が生活するために必要とされる程度のトイレ、手洗い、静養スペース等の設備を備えておくこと。
- オ 利用児童が、年齢に応じた遊びや活動ができるよう、必要な遊具や図書その他設備等を備えておくこと。
- カ 利用児童が、整理整頓や時間に応じた過ごし方を身に付けることができるよう、児童の所持品を収納するロッカーや靴箱及び学習をするための机等を備えておくこと。
- キ 利用児童の体調が悪くなった場合に備え、一時的に静養することが可能な機能を備えておくこと。
- ク 利用児童の遊びを豊かにするため、施設内または近隣等に屋外遊びを行う場所を確保すること。

(7) 運営及び管理に関すること

- ア 児童の出欠状況を把握するとともに、日誌を作成して日々の業務内容を記録し、職員間において情報を共有しながら連携して児童の支援に従事すること。
- イ 年間の事業計画を作成し、年間目標、指導方針、行事予定に沿って計画的な運営を行うこと。
- ウ 児童におやつや食事を提供する場合は、食品衛生に十分配慮するとともに、アレルギー体質の児童の把握及び十分な対策を講じておくこと。
- エ 児童の突発的なけがや体調不良に迅速な対応ができるよう、簡易な医薬品等を常備しておくこと。併せて保護者への連絡等状況に応じた適切な対応を行うこと。
- オ 物品の購入等に際しては、経費の節減に努めること。また、本事業により取得した物品等については、市の許可なく他の用途に供しないこと。
- カ クラブの運営によって入手した個人情報及び特定個人情報の保護については十分な注意を払い、流失・損失が生じないようにすること。

(8) 利用児童及び保護者への対応に関すること

- ア 利用児童の健康管理及び情緒の安定のため、日常的に保護者及び学校と連携を図りながら児童の状態の把握に努めること。
- イ 家庭的な雰囲気の中で、日々の遊びや行事等を通じて、児童の自主性、社会性、創造性が培われるようなクラブ運営に努めること。
- ウ 遊び、学習、おやつ等の時間割りを設けて生活のリズムを一定に保つことにより、利用児童が落ち着いた集団生活を過ごすことができるよう努めること。
- エ 連絡帳の活用や便り等の発行、送迎時の会話等の方法により、保護者にクラブにおける児童の活動内容や様子について伝えること。また、クラブ運営に関する重要な事項については、説明会等を開催することにより、適切に保護者に対して周知すること。
- オ 保護者に対して、不安や不信を抱かせないよう配慮した対応を行うこと。
- カ トラブルや保護者からの苦情等については、事業者として責任を持って迅速かつ適切に対応することとし、必要に応じて市に報告すること。

(9) 非常災害対策及び危機管理に関すること

- ア 日常的に施設内外を点検することにより、危険物の除去や適正な管理に努め、事故の未然防止に努めること。
- イ 危機管理における対応について具体的なマニュアルを作成するとともに、少なくとも年2回以上の避難訓練を行うこと。
※河川・高潮の「浸水想定区域」内、または、「土砂災害警戒区域」内にあるクラブの必要回数は、別途規定すること。
- ウ 緊急時において児童の保護者に連絡ができる体制を確保しておくこと。
- エ 事故等発生時においては、遅滞なく適切な措置を講じたうえで、速やかに市に報告すること。
- オ クラブにおける活動中に発生する児童の傷害等や、クラブ運営業務に起因して児童等に損害を与えた場合の補償に備え、適切な傷害保険及び損害賠償保険に加入すること。

9 報告及び現地調査

市は、必要に応じ、補助事業者に対してクラブの運営状況についての報告を求めるとともに、現地の調査を行うこととする。補助事業者はこれを拒むことは出来ない。

10 補助事業の取消

事業者が行う補助事業の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、市は補助事業の全部又は一部を取り消すことが出来る。

- (1) クラブの利用児童が10人未満である場合
- (2) 事業者が、市が求めた報告や現地調査に応じない場合
- (3) 事業者が法令に違反した場合、又は市の指示に従わない場合
- (4) その他事業者による運営の継続が適当ではないと市が認めた場合

11 事業の引き継ぎ

事業者は、補助事業の期間が満了し、又は補助事業が取り消しとなった場合は、速やか

に事業の運営に関する事務を整理し、市が指定する者に対して業務の引き継ぎを行うこと。

第2 補助対象経費及び補助基準額

補助金の対象経費は及び補助基準額は、以下の「1. クラブ運営費」、「2. 施設賃借料」「施設整備費等」とし、予算の範囲内で交付するものとする。

1 クラブ運営費（1箇所あたり）

	区分	金額
①	基準額	3,000,000 円
②	児童数加算（児童1人あたり）	30,000 円×児童数(※1)
③	開所日数加算	15,000 円×加算日数
④	開設時間加算	2,500 円×時間(※2)
⑤	要支援児受入加算	対象児童1人…1,105,000 円 対象児童2人又は3人…1,823,250 円 対象児童4人又は5人…2,210,000 円 対象児童6人以上…2,762,500 円
⑥	支援員等処遇改善加算	13,445 円×賃金改善対象者数×事業実施月数
⑦	利用料減免対象額	対象額
	合計（①～⑦の合計）	

※1…児童数は、各月の在籍児童数の合計を12で除した数とする。なお、小数点以下は四捨五入する。

※2…時間は、午後6時30分以降及び学校休業日における午前8時30分以前の開設時間により算定する。（上限190時間）

2 施設賃借料（1箇所あたり）

以下の補助対象経費に係る「実支出額」と「補助基準額」を比べて低い方の額

区分	経費の内容	補助基準額
補助対象経費	家屋賃借料、駐車場賃借料(児童送迎用に限る)、共益費	3,000,000 円 (※)
補助対象外	敷金、礼金、光熱水費、契約更新料	—

※…条件によっては加算あり。

3 施設整備費等

以下の補助対象経費に係る「実支出額」に4分の3を乗じて得た額と「補助基準額」を比べて低い方の額。

区分	経費の内容	補助基準額
補助対象経費	民家、アパート、幼稚園、認定こども園等既存施設の改修に係る工事請負費、修繕料、備品購入費、施設賃借料（開所前月分に限る）	4,500,000 円

※…放課後子ども環境整備事業に係る補助金の交付を受けた民間放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業を5年以上実施しなければならない。

第3 プロポーザルに関する事項

1 事業者の参加資格要件

以下の（１）～（１１）の要件をすべての要件を満たしている者であること

（１）法人格を有している者であること

（２）「大分市立大道小学校区」において放課後児童クラブの運営を円滑に実施することが可能な者であること

（３）日本国内において、以下のアからクのいずれかの施設に係る管理運営実績を有する者であること

ア 放課後児童健全育成事業所

イ 認可保育所

ウ 認定こども園

エ 認可外保育施設

オ 放課後等デイサービス

カ 幼稚園

キ 小学校

ク 上記のアからキのいずれかに類する施設であり、市長が適当と認める施設

（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当するものでないこと

（５）市長が地方自治法施行令第１６７条の４第２項の各号のいずれかに該当すると認めた者にあつては、その事実を認めた後、３年を経過しない者でないこと

（６）大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置の要領（平成２１年大分市告示第５５３号）に基づく指名停止期間中でないこと

（７）大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成２４年大分市告示第３７７号）に基づく排除措置期間中でないこと

（８）国税及び地方税を滞納している者でないこと

（９）暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

（１０）企画提案書提出日以前３月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと

（１１）破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２５５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く）でないこと

2 事業者選定に係る手続き等について

(1) 選定まで流れ（予定）

内 容	期 間 等
公募要領等の配布期間	令和 7 年 10 月 1 日(水) ～令和 7 年 10 月 22 日(水)
公募要領に関する質問書受付締切	令和 7 年 10 月 15 日(水) 午後 5 時
参加表明書の提出締切	令和 7 年 10 月 22 日(水) 午後 5 時
企画提案書等の提出期間	令和 7 年 10 月 23 日(木) 午前 9 時 ～令和 7 年 11 月 10 日(月) 午後 5 時
選考（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和 7 年 11 月 18 日(火)
選考結果の通知	令和 7 年 11 月下旬

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルへ参加を表明しようとする者は、令和 7 年 10 月 22 日(水)までに次の

①から④の書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 参加表明書 （様式第 1 号）
- ② 事業者概要 （様式第 2 号）
- ③ 事業実績調書 （様式第 3 号）
- ④ 納税証明書 （国税、県税、市税について滞納がないことを証するもの）

提出期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することが出来ない。

なお、参加資格の審査結果は、参加資格の有無に関わらず、全ての参加表明者に書面で通知する。

(3) 実施要領等に関する質疑応答

実施要領等に質問がある場合には、令和 7 年 10 月 15 日(水)午後 5 時※「必着」までに質問書（様式第 4 号）を提出すること。（FAX、メール可）

提出された質問について、令和 7 年 10 月 20 日(月)までに質問者名を伏せて、質問内容及び回答を市ホームページに公開する。

※ただし、提出期限までに参加表明書を提出し、参加資格があると認められた者の質問のみに回答する。

(4) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに係る企画提案書（様式第 5 号）等は、令和 7 年 10 月 23 日(木)～11 月 10 日(月)午後 5 時※「必着」までに提出すること。提出する部数は、正本 1 部、副本 6 部（正本 1 部以外はコピー可）とする。（郵送の場合は、書類書留に限る）

※提出書類等については、別添資料「大分市民間放課後児童クラブ運営費補助事業者公募型プロポーザル提出書類一覧」（以下、「提出書類一覧」）を参照のこと

(5)プレゼンテーション及びヒアリング審査

提出された企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。
日程は、令和 7 年 11 月 18 日(火)を予定しているが、詳しい時間や場所等はプロポーザル参加事業者に対して別途通知する。

(6) 選考結果の通知

選考結果は、プロポーザル参加事業者全員に対し令和 7 年 11 月下旬に通知する。

(7) 書類等の交付場所及び提出先

〒870-8504 大分市荷揚町 3 番 4 5 号（荷揚複合公共施設 3 階）

大分市子どもすこやか部子育て支援課（選定委員会事務局）

電話番号：097-537-5675

F A X ：097-533-2613

E-mail ：kosodatesien1@city.oita.oita.jp

U R L ：<http://www.city.oita.oita.jp>

※本プロポーザルに関する様式や各種資料については、子育て支援課窓口及び市ホームページにて配布する。

※書類等の提出方法について特段の記載がない場合は、直接持参又は郵送の方法に限ることとする。

※直接持参する場合における受付時間は、市役所開庁日（土曜、日曜、祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

3 審査及び選定方法

(1) 補助事業候補者は、大分市民間放課後児童クラブ運営費補助事業候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）の評価に基づき市長が決定する。

(2) 選定は、審査基準に基づき書類審査及び、プレゼンテーション・ヒアリングでの審査により行う。

(3) 選定の結果、評価点の合計が選定水準点を超えた者のうち、最も高い者について、市は事業実施に係る協議を行う。この場合において、市が当該事業者に対して補助事業として実施するための条件を付する場合がある。また、当該協議が合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

(4) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の協議により選定する。

(5) 選定結果は参加者すべてに通知する。

(6) 提案者が 1 者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を補助事業候補者として選定する。

4 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 参加資格要件に違反した場合

(3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合

(4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から補助事業開始日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

5 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、提案箇所毎に作成すること。なお、同一事業者が複数箇所の提案をする場合は、重複する資料については省略することができる。
※別紙資料「必要書類一覧」を参照のこと
- (3) 提出期間の締切日以降における提出書類の差替え、修正、追加は認めない。ただし、選定委員会からの要請のあったものについてはこの限りではない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 同一事業者が複数箇所の提案をした場合において、提案箇所の一部について選定する場合がある。
- (8) 認可保育所、認定こども園等の既存施設を利用して放課後児童クラブを実施しようと計画している場合、保育・幼児教育課、子ども企画課に事前相談し、既存事業に影響ないことを確認の上、企画提案を行うこと。
- (9) 本募集内容を定めるもののほか、必要事項については市が別に定める。

《問い合わせ先》

本プロポーザルに関する問い合わせ先は以下のとおり。

大分市子どもすこやか部子育て支援課 児童育成担当班 （担当：迫・岩戸・菅原）

〒870-8504 大分市荷揚町3番45号 （荷揚複合公共施設3階）

TEL 097-537-5675

FAX 097-533-2613

E-MAIL kosodatesien1@city.oita.oita.jp